介護保険特別会計

1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度として広く定着した介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っている。令和3年度は第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の初年度にあたる。計画には、令和7（2025）年から令和22（2040）年までに団塊の世代全てが75歳以上になることを見据え、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に捉え、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築・推進するため、介護サービス提供体制の整備の推進、医療・介護連携の推進、認知症施策の総合的な推進等を図るなど、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業についての具体的な内容を定めている。

取手市の令和3年1月1日現在の65歳以上の人口は36,673人で、高齢化率は34.2%を示し、要介護（支援）認定者が4,977人、認定率は13.6%である。加速する高齢化に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が拡大するとともに介護給付費も増大している。

高齢者が住み慣れた地域で健康で幸福に暮らせるよう、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、在宅医療・介護の連携、総合的な認知症施策等を推進し、必要な方に必要なサービスが提供されるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

要介護(支援)認定者の推移　（4月1日現在）

年　度	65歳以上の人口	高齢化率	65歳以上の認定者数
令和3年度	36,673人	34.2%	4,977人
令和2年度	36,565人	34.2%	4,876人
令和元年度	36,179人	33.7%	4,657人
平成30年度	35,658人	33.1%	4,564人
平成29年度	35,026人	32.3%	4,404人

令和3年度は，令和3年1月1日現在

受給者の推移　（4月1日現在）

年　度	居宅介護（予防）サービス受給者	地域密着型（介護予防）サービス受給者	施設サービス受給者
令和3年度	2,912人	695人	935人
令和2年度	2,881人	664人	890人
令和元年度	2,502人	594人	884人
平成30年度	2,550人	532人	910人
平成29年度	2,472人	527人	853人

令和3年度は，令和3年1月1日現在

介護(予防)給付費当初予算額の推移

年　度	居宅介護（予防）サービス給付費	地域密着型（介護予防）サービス給付費	施設サービス給付費
令和3年度	2,899,440,000円	883,049,000円	3,078,000,000円
令和2年度	2,887,068,000円	849,209,000円	2,969,760,000円
令和元年度	2,760,516,000円	781,620,000円	2,962,344,000円
平成30年度	2,678,682,000円	747,852,000円	2,799,744,000円
平成29年度	2,604,600,000円	726,744,000円	2,744,280,000円

2. 歳入の状況

（単位:千円）

区　　分	令和3年度	令和2年度	増　減　率(%)
介護保険料	2,004,029	1,992,177	0.6
使用料及び手数料	267	287	△7.0
国庫支出金	1,677,706	1,585,773	5.8
支払基金交付金	2,162,048	2,114,240	2.3
県支出金	1,205,402	1,177,427	2.4
財産収入	14	54	△74.1
繰入金	1,410,258	1,397,047	1.0
繰越金	25,000	25,000	0.0
諸収入	3,165	3,164	0.1
歳入合計	8,487,889	8,295,169	2.3

3. 歳出の状況

（単位:千円）

区　　分	令和3年度	令和2年度	増　減　率(%)
総務費	180,228	169,465	6.4
保険給付費	7,815,080	7,632,864	2.4
地域支援事業費	392,745	395,630	△0.7
諸支出金	79,836	77,210	3.4
予備費	20,000	20,000	0.0
歳出合計	8,487,889	8,295,169	2.3

1 総務費

2 徴収費　　1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P.123

7501　保険料賦課徴収費に要する経費　7,444,000 円（7,032,000 円）

[その他 7,444,000 円]

＊ 特財積算根拠

[手数料:保険料督促手数料 267,000 円]

[繰入金:事務費等繰入金 7,177,000 円]

○ 目的

介護サービス給付費などに充てる財源を確保するために、市内に住所を有する 65 歳以上の被保険者(第 1 号被保険者)に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第 1 号被保険者に保険料内容の周知を図ると共に、保険料の賦課、徴収及び債権管理を行い保険料納入者の管理を行う。

主な経費　　報酬（保険料徴収事務補助員報酬）　924,000 円

印刷製本費（介護保険料リーフレット･封筒作成）　1,253,000 円

通信運搬費（特別徴収額決定通知書･普通徴収納入通知書等郵送料）　3,836,000 円

手数料(特別徴収業務･コンビニ収納等手数料)　1,040,000 円

3 介護認定審査会費　　2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P.124

7501　認定調査等に要する経費　52,985,000 円（50,572,000 円）

[その他 52,985,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金:事務費等繰入金 52,985,000 円]

○ 目的

訪問調査の的確な実施、主治医意見書の作成依頼など認定審査会の開催準備をし、公平で適正な要介護･要支援認定を行うことで、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を実施。かかりつけの医師へ主治医意見書の作成を依頼する。

主な経費

報酬（介護認定調査員他）	20,165,000 円
通信運搬費（認定調査票･主治医意見書郵送料）	738,000 円
主治医意見書作成手数料	20,666,000 円
居宅介護支援事業者介護認定調査委託料	2,574,000 円
公用車リース料（認定調査用）	1,546,000 円

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費　　1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.126

7501　居宅介護サービス給付費に要する経費　2,773,440,000 円（2,763,168,000 円）

[国･県 1,030,856,000 円　その他 1,742,584,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:介護給付費負担金 554,693,000 円]

[国補:普通調整交付金 129,481,000 円]

[県負:介護給付費負担金 346,682,000 円]

[保険料:特別徴収分 525,617,000 円]

[保険料:普通徴収分 14,725,000 円]

[保険料:普通徴収分前年度以前分 1,036,000 円]

[支払基金:第 2 号被保険者保険料 748,828,000 円]

[繰入金:介護給付費繰入金 346,683,000 円]

[繰入金:低所得者の保険料軽減に要する費用 97,535,000 円]

[繰入金:介護給付費準備基金繰入金 6,660,000 円]

[諸収入:第三者納付金 1,500,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費　　@42,800 円×5,400 人×12 月＝2,773,440,000 円

1 介護サービス等諸費　　2 地域密着型介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.126

7501　地域密着型介護サービス給付費に要する経費 881,280,000 円（847,440,000 円）

[国･県 286,416,000 円　その他 594,864,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:介護給付費負担金 176,256,000 円]

[県負:介護給付費負担金 110,160,000 円]

[保険料:特別徴収分 244,165,000 円]

[支払基金:第 2 号被保険者保険料 237,946,000 円]

[繰入金:介護給付費繰入金 110,160,000 円]

[繰入金:介護給付費準備基金繰入金 2,593,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着した介護サービスを受けた時に、地域密着型介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護サービス給付費　　@108,000 円×680 人×12 月＝881,280,000 円

1 介護サービス等諸費　　3 施設介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.126

7501　施設介護サービス給付費に要する経費　3,078,000,000 円（2,969,760,000 円）

[国･県 1,000,351,000 円　その他 2,077,649,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:介護給付費負担金 461,700,000 円]

[県負:介護給付費負担金 538,650,000 円]

[県補:財政安定化基金貸付金 1,000 円]

[保険料:特別徴収分 851,285,000 円]

[保険料:普通徴収分前年度以前分 1,500,000 円]

[支払基金:第 2 号被保険者保険料 831,060,000 円]

[繰入金:介護給付費繰入金 384,750,000 円]

[繰入金:介護給付費準備基金繰入金 7,554,000 円]

[諸収入:第三者納付金 1,500,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、介護保険施設である指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、介護医療院等で介護サービスを受けた時に、食費、居住費、日常生活費を除く施設介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

施設介護サービス給付費　　@270,000 円×950 人×12 月＝3,078,000,000 円

1 介護サービス等諸費　　6 居宅介護サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P.128

7501　居宅介護サービス計画給付費に要する経費　376,968,000 円（374,256,000 円）

[国･県 122,514,000 円　その他 254,454,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:介護給付費負担金 75,393,000 円]

[県負:介護給付費負担金 47,121,000 円]

[保険料:特別徴収分 71,632,000 円]

[保険料:普通徴収分 32,811,000 円]

[支払基金:第 2 号被保険者保険料 101,781,000 円]

[繰入金:介護給付費繰入金 47,121,000 円]

[繰入金:介護給付費準備基金繰入金 1,109,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費　@13,900 円×2,260 人×12 月＝376,968,000 円

2 介護予防サービス等諸費　　1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.128

7501　介護予防サービス給付費に要する経費　126,000,000 円（123,900,000 円）

[国･県 40,950,000 円　その他 85,050,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:介護給付費負担金 25,200,000 円]

[県負:介護給付費負担金 15,750,000 円]

[保険料:特別徴収分 30,243,000 円]

[保険料:普通徴収分 4,666,000 円]

[支払基金:第 2 号被保険者保険料 34,020,000 円]

[繰入金:介護給付費繰入金 15,750,000 円]

[繰入金:介護給付費準備基金繰入金 371,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス給付費　　@17,500 円×600 人×12 月＝126,000,000 円

4 高額介護サービス等費　　1 高額介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.131

7501　高額介護サービス費に要する経費　202,020,000 円（181,872,000 円）

[国･県 65,656,000 円　その他 136,364,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:介護給付費負担金 40,404,000 円]

[県負:介護給付費負担金 25,252,000 円]

[保険料:特別徴収分 40,829,000 円]

[保険料:普通徴収分 15,144,000 円]

[支払基金:第 2 号被保険者保険料 54,545,000 円]

[繰入金:介護給付費繰入金 25,252,000 円]

[繰入金:介護給付費準備基金繰入金 509,000 円]

[諸収入:第 1 号被保険者延滞金 83,000 円　返納金 2,000 円]

○ 目的

要介護認定者が受けた介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えた時に、高額介護サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には世帯合算額）が所得に応じた限度額を超えた時に、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。また、令和 3 年 8 月から「現役並み」の所得区分が細分化され、高額所得者の限度額が引き上げられる（年収約 770 万円未満の世帯の方：44,400 円、年収約 770 万円以上の世帯の方:93,000 円、年収約 1,160 万円以上の世帯の方:140,100 円）。

高額介護サービス費　　現物高額分　@12,000 円×130 件×12 月＝18,720,000 円
償還分　@23,500 円×650 件×12 月＝183,300,000 円

自己負担の限度額（月額）

区　　分		限度額
年収約 1,160 万円以上の世帯の方		140,100 円
年収約 770 万円以上の世帯の方		93,000 円
年収約 770 万円未満の世帯の方		44,400 円
市民税課税世帯の方		44,400 円
世帯全員が市民税非課税		24,600 円
	・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方等	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護受給者		15,000 円

6 特定入所者介護サービス等費　　1 特定入所者介護サービス費

［担当：高齢福祉課］P.133

7501　特定入所者介護サービス費に要する経費　256,674,000 円（257,028,000 円）

［国･県 83,418,000 円　その他 173,256,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負:介護給付費負担金 38,501,000 円］

［県負:介護給付費負担金 44,917,000 円］

［保険料:特別徴収分 37,630,000 円］

［保険料:普通徴収分 33,485,000 円］

［支払基金:第 2 号被保険者保険料 69,302,000 円］

［繰入金:介護給付費繰入金 32,084,000 円］

［繰入金:介護給付費準備基金繰入金 755,000 円］

○ 目的

所得の低い方の施設利用が困難にならないよう利用者の収入状況に応じた自己負担限度額を設定し、負担軽減を図る。

○ 内容

世帯全員が住民税非課税の方等で一定の条件を満たす場合、申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付し、限度額を超えた分は特定入所者介護サービス費として支給する。

なお、住民税非課税世帯でも預貯金などの資産が一定以上ある場合や住民票上世帯が異なっていても配偶者(内縁含む)が課税されている場合には、給付の対象外となる。

また、利用者の非課税年金(遺族、障害、寡婦等の年金)も収入として算定し、負担限度額段階の判断基準に反映する。

令和 3 年 8 月から、第 3 段階が本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下の段階（第 3 段階①）と同 120 万円超の段階（第 3 段階②）の 2 つの段階に区分される。また、食費の負担限度額が、第 2 段階は 600 円、第 3 段階①は 1,000 円、第 3 段階②は 1,300 円に変更される。併せて、預貯金等の基準について、現行は単身世帯の場合 1,000 万円であるが、第 2 段階、第 3 段階①、第 3 段階②の 3 つの所得段階それぞれに基準が設定される（第 2 段階:650 万円、第 3 段階①：550 万円、第 3 段階②：500 万円)。

特定入所者介護サービス費

施設･食事　@24,000 円×490 人×12 月＝141,120,000 円

施設･居住　@20,000 円×380 人×12 月＝ 91,200,000 円

短期･食事　@ 9,300 円×115 人×12 月＝ 12,834,000 円

短期･居住　@ 8,000 円×120 人×12 月＝ 11,520,000 円

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型		従来型個室	多床室	
	個室	個室的多床室			
第 1 段階	820 円	490 円	490 円　(320 円)	0 円	300 円
第 2 段階	820 円	490 円	490 円　(420 円)	370 円	600 円
第 3 段階①	1,310 円	1,310 円	1,310 円　(820 円)	370 円	1,000 円
第 3 段階②	1,310 円	1,310 円	1,310 円　(820 円)	370 円	1,300 円
基準費用額	2,006 円	1,668 円	1,668 円　(1,171 円)	377 円 (855 円)	1,445 円

※（　　）内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合

3 地域支援事業費

1 介護予防生活支援サービス事業費　　1 介護予防・生活支援サービス事業費

[担当：高齢福祉課] P.134

7501　介護予防・生活支援サービス事業に要する経費　158,372,000 円（156,092,000 円）

[国･県 69,064,000 円　その他 89,308,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:介護予防･日常生活支援総合事業交付金 31,424,000 円]

[国補:介護保険保険者努力支援交付金 18,000,000 円]

[県補:介護予防･日常生活支援総合事業交付金 19,640,000 円]

[保険料:特別徴収分 25,990,000 円]

[支払基金:地域支援事業支援交付金 42,421,000 円]

[繰入金:介護予防･日常生活支援総合事業繰入金 20,897,000 円]

○ 目的

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域において自立した日常生活の支援を実施することにより、運動機能の維持向上や閉じこもり予防を図るとともに、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう支援することを目的とする。

○ 内容

従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市の独自事業等を活用することにより、要支援者等の能力を最大限いかしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスを実施する。

（第 1 号訪問事業）
・訪問介護相当サービス
（訪問介護員等によるサービス専門的なサービス）
@17,000 円×250 人×12 月＝51,000,000 円
・訪問型サービス B
（有償･無償のボランティア等により提供される住民主体による支援）
@150,000 円×3 団体＝450,000 円
・訪問型サービス D
（移動支援サービスによる生活支援）
@150,000 円×1 団体＝150,000 円
（第 1 号通所事業）
・通所介護相当サービス
（通所介護事業者の従事者によるサービス）
@23,000 円×370 人×12 月＝102,120,000 円
・通所型サービス A
（主に雇用されている労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供するサービス）
元気ハツラツ教室委託料　@2,000 円×10 人×4 回×12 月＝960,000 円
@2,000 円×5 人×4 回×12 月=480,000 円
・通所型サービス B
（有償･無償のボランティア等により提供される住民主体による支援）
@150,000 円×1 団体＝150,000 円
（第 1 号生活支援事業）
・その他生活支援サービス
（栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食等）
月～金までの週 5 日のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は 400 円。
委託料金 @523 円×4,800 食×1.1＝2,761,440 円

2 一般介護予防事業費　　1 一般介護予防事業費

[担当：高齢福祉課･健康づくり推進課] P.135

8001　地域介護予防活動支援事業に要する経費　11,937,000 円（13,133,000 円）

[国･県 3,878,000 円　その他 8,059,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:介護予防･日常生活支援総合事業交付金 2,387,000 円]

[県補:介護予防･日常生活支援総合事業交付金 1,491,000 円]

[保険料:特別徴収分 3,345,000 円]

[支払基金:地域支援事業支援交付金 3,223,000 円]

[繰入金:介護予防･日常生活支援総合事業繰入金 1,491,000 円]

○ 目的

介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。

○ 内容
（回想法スクール）
「アタマとカラダ」の健康を維持しながら回想法の実践を通し、認知症予防を目指す教室。教室では、地域で認知症予防を担う人材として、回想法を実践するボランティアアシスタントを養成する。
回想法スクール委託料 916,000 円
（介護予防拠点施設運営）
地域の高齢者が気軽に集い、健康づくりや趣味のサークル活動に取り組むことのできる介護予防拠点施設（いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西･稲･藤代）の管理運営を通じて、高齢者の健康増進と生きがいづくりを図る。
指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理期間は平成 30 年度から令和 3 年度。
いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料運営費分 6,766,000 円
（地域介護予防支援事業補助金）
地域の身近な集会所等を活用し、主に元気な高齢者を対象にした介護予防事業等に取組む地域住民の団体に対し、活動費等の補助金を交付する。
地域介護予防支援事業補助金　2,450,000 円
（介護支援ボランティアポイント事業）
65 歳以上の要介護認定を受けていない高齢者が、市内の指定された介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、（地域密着型）通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与（1 時間単位＝1 ポイント）。累積したポイントに対し、年度末に申請を受け付け交付金を交付する。（1 ポイント＝100 円。上限は 50 ポイント。）
介護支援ボランティア事業委託料 @227,273 円×1.1 ＝250,000 円
介護支援ボランティア交付金 @100 円×60 名×0.6×年間平均従事時間 25 時間
＝90,000 円

［担当：健康づくり推進課］P.136
8101　地域リハビリテーション活動支援事業に要する経費　434,000 円　新規
［国･県 140,000 円　その他 294,000 円］
＊ 特財積算根拠
［国補:介護予防･日常生活支援総合事業交付金 86,000 円］
［県補:介護予防･日常生活支援総合事業交付金 54,000 円］
［保険料:特別徴収分 123,000 円］
［支払基金:地域支援事業支援交付金 117,000 円］
［繰入金:介護予防･日常生活支援総合事業繰入金 54,000 円］
○ 目的
住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施し、介護予防の取組を機能強化することを目的とする。
○ 内容
（介護予防講座）
リハビリテーション専門職を中心とした多様な専門職から、体系化された内容の講座を

住民主体の通いの場等で開催する。

介護予防講座講師謝礼 315,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費　　1 総務費

[担当：高齢福祉課] P.137

7601　地域包括支援センターに要する経費　128,178,000 円（128,152,000 円）

[国･県 91,404,000 円　その他 36,774,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 49,351,000 円]

[国補:保険者機能強化推進交付金 17,374,000 円]

[県補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 24,679,000 円]

[保険料:特別徴収分 12,086,000 円]

[繰入金:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 24,679,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 9,000 円]

○ 目的

平成 27 年度以降､おおよその日常生活圏域ごとに 4 ヶ所の地域包括支援センターを社会福祉法人等に業務委託し、高齢者がいつまでも自分らしく、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を続けられるように、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門職員が互いに連携をとりながら継続的･包括的に支援していくことにより､保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

地域包括支援センター業務委託料	123,500,000 円
公用車リース料	458,000 円
地域包括支援センターシステム使用料	91,000 円
主任介護支援専門員研修講師謝礼	180,000 円
会計年度任用職員報酬	3,053,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費　　2 任意事業費

[担当：高齢福祉課] P.138

8202　紙おむつ支給に関する経費　13,980,000 円（13,980,000 円）

[国･県 8,073,000 円　その他 5,907,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 5,382,000 円]

[県補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,691,000 円]

[保険料:特別徴収分 3,216,000 円]

[繰入金:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 2,691,000 円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護認定 4 以上の在宅高齢者及び要介護認定 1 以上で、介護保険介護認定調査票にお

いて排泄（排便・排尿）の項目に全介助、一部介助及び見守り等に該当がある在宅高齢者に対して、紙おむつを年4回支給する。　（本人が市民税非課税の方を対象とする）

扶助費　　@3,300円×320人×12月×1.1＝13,939,200円

通信運搬費　　@84円×470人＝39,480円

[担当：高齢福祉課] P.139

8206　認知症高齢者見守り事業に関する経費　680,000円（952,000円）

[国･県 391,000円　その他 289,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 261,000円]

[県補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 130,000円]

[保険料:特別徴収分 159,000円]

[繰入金:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 130,000円]

○ 目的

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、徘徊高齢者を保護できる仕組みの構築を行う。

○ 内容

徘徊のおそれのある認知症高齢者を対象に、携帯品や靴に着ける見守りキーホルダー･ステッカーを配布し、徘徊時に保護された際、迅速に身元が特定できるようにする。

見守りステッカー　　@400円×1.1×400足＝176,000円

システム使用料　　462,000円

[担当：高齢福祉課] P.139

8301　配食サービスに関する経費　6,880,000円（6,888,000円）

[国･県 2,230,000円　その他 4,650,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,487,000円]

[県補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 743,000円]

[保険料:特別徴収分 891,000円]

[繰入金:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 3,759,000円]

○ 目的

要支援認定者または基本チェックリスト該当者を除くひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等で、身体的に買い物や調理が困難な人を対象に、夕飯の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

月～金までの週5回のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は400円。

委託料金 @523円×11,520食×1.1＝6,627,456円

[担当：高齢福祉課] P.140

8501　成年後見制度利用支援事業に要する経費　6,962,000円（3,874,000円）

[国･県 4,020,000円　その他 2,942,000円]

＊ 特財積算根拠
[国補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,680,000 円]
[県補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,340,000 円]
[保険料:特別徴収分 1,602,000 円]
[繰入金:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 1,340,000 円]
○ 目的
成年後見制度市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行うことを目的とする。
○ 内容
身寄りのない認知症高齢者等であって、契約による介護保険サービス等の利用が困難な方のうち、成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がいない場合などに、市長が成年後見制度の審判の申立てを家庭裁判所に行う。

市長申立てに要する各種手数料	1,022,000 円
成年後見人等報酬助成	5,940,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費　　3 在宅医療・介護連携推進事業費

[担当：高齢福祉課] P.140

7501　在宅医療・介護連携推進事業に要する経費　3,600,000 円（3,700,000 円）

[国･県 2,079,000 円　その他 1,521,000 円]
＊ 特財積算根拠
[国補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,386,000 円]
[県補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 693,000 円]
[保険料:特別徴収分 828,000 円]
[繰入金:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 693,000 円]
○ 目的
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。
○ 内容
取手市医師会に業務委託を行い、在宅医療において積極的役割を担う地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等の多職種協働による在宅医療の支援体制を構築することで、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応及び看取りまでを包括的かつ継続的に実践される在宅医療の提供体制を確立する。
在宅医療･介護連携推進事業委託料　3,600,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費　　4 生活支援体制整備事業費

[担当：高齢福祉課] P.140

7501　生活支援体制整備事業に要する経費　3,130,000 円（3,276,000 円）

[国･県 1,807,000 円　その他 1,323,000 円]
＊ 特財積算根拠
[国補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,205,000 円]

[県補:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 602,000 円]
[保険料:特別徴収分 721,000 円]
[繰入金:介護予防･日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 602,000 円]
○ 目的
単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO 法人、ボランティア、地縁組織、介護サービス事業所、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら､多様な日常生活上の支援体制の充実･強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。
○ 内容
地域における助け合い･支え合いづくりの推進を目的に、定期的な情報共有･連携強化の中核となる場で、地域の課題やニーズの解決策や対応策等を一緒に考える場として､「地域における支え合いづくり推進協議会（協議体)」を第 1 層（市全体）及び第 2 層（各地域包括支援センター）に設置する。
また､地域において生活支援･介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員)」を各地域包括支援センターごとに選出し、介護予防･生活支援サービスに関する必要事項を協議する。
生活支援体制整備事業委託料　　2,970,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費　　6 地域ケア会議推進事業費

[担当：高齢福祉課] P.141

7501　地域ケア会議推進事業に要する経費　1,258,000 円（1,333,000 円）

[国･県 726,000 円　その他 532,000 円]
＊ 特財積算根拠
[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 484,000 円]
[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 242,000 円]
[保険料:特別徴収分 290,000 円]
[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 242,000 円]
○ 目的
地域ケア会議は、市や地域包括支援センターが主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。
○ 内容
地域ケア個別会議は、地域包括支援センターが主催する「個別課題の検討及び多職種協働によるケアマネジメント支援」と共に、市が主催する「要介護者の訪問介護（生活援助）の訪問回数のケアプラン検証」を実施していくものである。
地域ケア会議推進事業委託料　@280,000 円×4 ヶ所×1.1＝1,232,000 円
地域ケア個別会議委員謝礼　　@6,300 円×4 人×1 回×＝25,200 円

3 包括的支援事業費・任意事業費　　7 認知症総合支援事業費

[担当：高齢福祉課] P.141

7501　初期集中支援事業に要する経費　1,184,000 円（1,193,000 円）

[国・県 682,000 円　その他 502,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 455,000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 227,000 円]

[保険料:特別徴収分 275,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 227,000 円]

○ 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

○ 内容

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師（認知症サポート医）の指導の下、「認知症初期集中支援チーム」を 4 ヶ所の地域包括支援センター全てに設置し、複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

認知症初期集中支援事業委託料　@240,000 円×4 ヶ所×1.1＝1,056,000 円

認知症初期集中支援チーム員研修負担金　@40,000 円×2 名＝80,000 円

[担当：高齢福祉課] P.142

7601　地域支援・ケア向上事業に要する経費　1,077,000 円（1,447,000 円）

[国・県 621,000 円　その他 456,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 414,000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 207,000 円]

[保険料:特別徴収分 249,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 207,000 円]

○ 目的

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関での連携を図り、認知症地域支援推進員（認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う）を各地域包括支援センターに 2 名ずつ配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。

○ 内容

地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者や認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るため、「認知症カフェ（通称:オレンジカフェ）」の運営経費等の助成を実施する。

また、認知症の本人が集い、本人同士が主体となって自らの体験や希望、必要としていることを一緒に語り合う「本人ミーティング」の実施や回想スクールを受講したレミニシャン（心療回想士）が介護保険施設等を訪問して、認知症の方に回想療法を行う取組みと

して「レミニンフレンド事業」を実施する。

認知症地域支援･ケア向上推進事業委託料　@10,000 円×4 ヶ所×1.1＝44,000 円

認知症カフェ（オレンジカフェ）運営補助金　　@100,000 円×1 ヶ所＝100,000 円

@50,000 円×1 ヶ所＝50,000 円

認知症地域支援推進員研修負担金（新任者・現任者）@38,000 円×10 人＝380,000 円

レミニンフレンド事業委託　@1,000 円×2 人×4 回×12 月×3 ヶ所×1.1＝316,800 円